

※個人情報保護の観点から、内容について一部記号化しています。

6 監査公表第2号

監 査 公 表

令和6年2月26日付けで提出のあった飛島村職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年4月22日

飛島村監査委員 伊藤 幹 男

飛島村監査委員 中 山 恵美賀

飛島村職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の概要

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、請求の理由については原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

(1) 請求の要旨

村有地の川に産廃が不法投棄されており、その産廃の所有者も特定できるケースであるにも関わらず村職員の聞き取りが不十分であり、所有者に対する遠慮や忖度が感じられ、調査をしない事から財産の管理として不適切である。このことは住民監査請求の対象である「財産の管理を怠る事実」に該当しており、所有者に対し、「川の中にある産廃はあなたの物か」と問い、本事案を解決し、村民の共有財産でもある川の適切な管理を求める。

(2) 請求の理由

私は、次の事案が住民監査請求の対象である不当に「財産の管理を怠る事実」に該当すると考えられるので本請求をするものです。

私が、私の所有地の隣地でもある村有地である川（用悪水路）の中に主にコンクリートガラの産廃が不法投棄されているのを発見し、令和3年7月、担当課である建設課に通報しました。それと同様の産廃が、私の土地にも不法投棄されており、私が県へ通報し調査する過程で概ねその産廃が誰の物かが判明しました。その産廃は建物産廃であり、建物産廃の不法投棄は、廃棄物及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）では、その不法投棄を実行した者のみが処罰されるということです（県職員）。ですから廃掃法では、取り壊されたその建物の所有者で、その取り壊しの依頼者は処罰されません。本事案では、その不法投棄を実行した者は不明です。

担当課である建設課もその不法投棄の現場を確認し、川の中にあるコンクリートガラも目視で確認したとのこと。その上で、建設課はその建物の所有者であった会社の代表者に、「解体工事により投棄したのか」と聞いたそうですが、その代表者は否定したとのこと。自分や社員が不法投棄の実行者でなければ否定するのは当然のことで、建設課はそこで聴取を終えています。しかしながら、もう一つの視点である民法の妨害排除請求権に基づき、その不法投棄された産廃は誰の物かという視点で、「川の中に不法投棄された産廃は、あなたの会社の物か」という聴取はしていません。建物が産廃となってもその所有権は建物の所有者であった者にあります。ですから、本事案の場合、「川の中にある産廃はあなたの会社の物か」と問わなければなりません。そうだと云われれば、撤去を求めべきであり、否定されれば、関係者立会いの下、検証すべきです。折角そこまで聴取しているのに、なぜそこで聴取を終えるのか。問題解決の為の聴取としては中途半端であり不十分と云わざるを得ません。住民の共有財産である村有地の管理としては不適切であり、当該会社の代表者に対して「川の中にある産廃はあなたの会社の物か」と問い、本事案を解決し、村民の共有財産でもある公有財産の適切な管理をすることを請求致します。

3 請求の受理

本件請求について、令和6年2月26日に請求書の提出があり、同年3月11日、監査委員において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第242条所定の要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

本件請求について、請求人の主張が財産の管理を怠る事実該当するか否かについて法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

次のことを対象として監査を行った。

飛島村〇〇〇番地の土地（以下「本件土地」という。）に関して財産の管理を怠る事実が存在するか。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、開発部建設課である。

3 実施した監査の概要

(1) 請求人陳述

請求人に対して、令和6年3月27日、法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与え、同日、請求人から陳述聴取を行った。

(2) 監査対象部課等の調査・陳述

① 令和6年4月3日、法第199条第8項の規定により開発部及び建設課の関係職員から陳述聴取を行った。

② 説明の要旨

・本件土地への不法投棄は誠に遺憾だが、コンクリート片については、水路の流れに支障を及ぼすものではない。また、撤去をするにも公費・税金を使用するため、水路としての機能に障害等が発生していない以上、撤去の必要性がない。

・産業廃棄物の不法投棄の管轄は県の環境保全課であり、調査・対応をいただいている。その結果、不法投棄の原因者は特定できておらず、建設課の調査においても特定に至っていない。

・プラスチック等の環境に負荷がかかる廃棄物に関しては、職員や道路清掃員の方で随時撤去しており、適正な管理は行っている。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 本件土地の現況について

請求者の事実証明書を見たところ確かにコンクリートの産廃があり、また、平成31年2月26日尾張県民事務所海部県民センター環境保全課廃棄物対策グループの立入結果を見ると「飛島村〇〇△番地の土地には、多数のコンクリート破片が見受けられた」と発言されている。このことから飛島村〇〇△番地の土地と隣接している本件土地には、コンクリート破片があると仮定した。

令和6年4月3日の開発部建設課陳述より、担当職員から現地確認によりコンクリートガラの確認をした旨の陳述があったため、本件土地にコンクリートガラがあると認識した。

(2) 産廃による本件土地への影響

本件土地は、用悪水路として村が管理、所有をしている。ここで本請求において、コンクリート産廃が、用悪水路としての機能を損なうかについて、協議を行った。まず、用悪水路とは、かんがい用又は悪水はいせつ用の水路のことを指す（不動産登記事務取扱手続準則 第68条16号）。そして、この水路は、水を供給するための水路（用水）、使用後の水を排泄するための水路（悪水）と大別することができる。本請求の場合、本件土地は以前まで大宝排水機場の排水路として使用されていた。しかし、平成16年4月20日に排水機が停止されたことに伴い、本件土地は現在、排水路として使用されているとは言い難い。また、排水路として使用しているとしても、本コンクリート産廃があることによって排水路としての機能が損なわれるとは考え難い。

(3) 投棄された産廃の所有者について

請求人は投棄された産廃の所有者の確定を求めているが、請求人の事実証明により、産廃が投棄されたのは、およそ10年前だと考えられる事や役場建設課、愛知県環境保全課の調査の結果、原因者の特定がされていない事を踏まえると不法投棄された産廃の所有者の確定は極めて難しく、断定することができない。

(4) 建設課の聴取について

請求人より、建設課の聴取は、中途半端であり妨害排除請求権に基づき、「川の中に不法投棄された産廃は、あなたの会社の物か」と問わなければなりませんとの主張から本請求において建設課の聴取に問題がなかったか協議を行った。まず、妨害排除請求権とは、自分の土地や建物等の物件が何らかの妨害を受けている場合に妨害の排除を請求する権利のことを指す。請求者が求める措置として、建設課が適切な聴取を行い、所有者に対し、妨害排除請求権に基づき、産廃の撤去を求めるべきとの主張があるが、本件土地は、村が管理している土地であり、村がどのように聴取を行い、権利を行使するかどうかは村の判断で行うことである。また、もし行使することとなっても民事訴訟になるため、

手続きや弁護士費用などのハードルは高く、村費を使用してしまうことで、それこそ不当な公金の支出となってしまう恐れがあるため、建設課の聴取に問題がなかったものだと判断した。

2 監査委員の判断

(1) 財産管理の違法性または不当性について

① 住民監査請求の対象となる「財産の管理」とは、「公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為」とされている。(平成2年4月12日最高裁判所第一小法廷判決・民事判例集第44巻3号431頁)

② 「違法または不当に財産の管理を怠る」とは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」や、法第138条の2の2「普通地方公共団体の執行機関は、(中略)当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」等に反するような、ずさんな管理を指すものだと考えられる。

③ どのような事実が法242条第1項の財産の管理を怠る事実にあたるかについては、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう」(行政実例昭和38年12月19日)とされている。

(2) まとめ

今回、本請求において、建設課は当該会社への聞き取り調査や本件土地への現地確認を実際に行っており、プラスチック等の環境に負荷がかかる廃棄物に関しては随時撤去も行っている。このことから地方財政法第8条や法第138条の2の2等に反するような、ずさんな管理を行っていないことは明らかである。また、管理を怠る事実があるかについては、現地確認を行い、是正措置が不要だと判断した上での建設課対応であるので、違法または不当に財産の管理を怠ったと断定することができない。また、本請求事実証明書より廃棄発生時期が

約 10 年前であり、その廃棄物によって現在まで、村に損害を与えるような事実が存在しないことにより建設課の判断にも問題はないと言える。

そもそも住民監査請求は、違法または不当な財産の管理等により村が被った損害を補填するために必要な措置を行うことを求めるものであり、本件土地については、現況でも財産的な価値は損なわれておらず、この点からもこれ以上の措置は必要があるとは言えない。

(3) 結論

本件請求は、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

第 4 監査委員の意見

監査結果については、前記のとおりである。公有財産の適正な管理・保全において適正の基準については、人によって異なり、多種多様な意見が存在する。これにより適正な管理とは、一様でないと考えられることから前述のような結論となったものである。監査委員は、今後も産廃の投棄類似案件などの諸問題が発生することも推察され、今回事案処理までの協議等が長期間に及ぶ結果となったことから、早期解決に向けて第三者・有識者などを含めた意見聴取・協議する場を必要に応じて設けるなどの体制づくりの事前検討をしてみてもどうかとの意見を述べる。